

ユニークベニューHIMEJIプランコーディネーター募集要項

1 概要

ユニークベニューの魅力を活かした各種プランの企画とその情報発信、利用希望者への利用条件等の説明と調整、事業実施時の会場運営その他の手配及びユニークベニューの管理者との調整等を実施するユニークベニューHIMEJIプランコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を募集する。

2 参加資格

参加申込みをする者（以下「参加申込者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていないといけない。

(1) 次の全てに該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

(2) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(5) 平成30年4月1日以降に、国宝、重要文化財、都道府県市町村指定文化財その他の歴史的建造物（海外に存する歴史的建造物を含む。）において、企業等のレセプションパーティー、展示会、イベント等の事業を実施した実績を有すること。

3 実施日程

コーディネーター募集に係る主な日程は、次のとおりとする。

令和6年 1月9日（火）から	公告・募集要項、仕様書等の提示 参加申込受付開始
1月22日（月）午後4時00分	参加申込受付締切
1月23日（火）	参加資格確認通知書発送 質問受付開始
1月26日（金）午後4時00分	質問受付締切

1月30日(火)	質問回答(予定) 提案書提出受付開始
2月9日(金)午後4時00分	提案書提出受付締切
2月下旬頃	選定結果通知 協定締結
4月1日(月)以降	プラン申込開始

4 参加申込書等の配付書類等

(1) 配付書類

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 誓約書(様式第2号)
- ウ 質問書(様式第3号)
- エ ユニークベニューHIME J Iプランコーディネーター提案書類(様式第4号)
- オ 事業経歴書(様式第5号)
- カ 業務の実施体制(様式第6号)
- キ 暴力団排除に関する誓約書(様式第7号)
- ク ユニークベニューHIME J Iプランコーディネーター業務に係る仕様書
- ケ ユニークベニューHIME J Iプランについて<概要>
- コ ユニークベニューHIME J Iプラン各施設のルールについて

(2) 配付期間

令和6年1月9日(火)から同月22日(月)午後4時00分まで

(3) 配付場所

姫路市観光経済局観光文化部文化コンベンション課ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/0000025991.html>)

5 参加申込書の提出等

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第1号)

(第2項第2号に規定する税目について未納がないことを証明する納税証明書を添付のこと。)

- イ 誓約書(様式第2号)

(2) 受付期間

令和6年1月9日(火)から同月22日(月)午後4時00分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

持参する場合は、あらかじめ担当部局へ連絡すること。

(4) 参加資格の審査及び通知

ア 市は、提出された書類により第2項各号に掲げる参加資格の審査を行い、その結果は令和6年1月23日（火）に確認通知書を電子メールにより通知する。

イ 参加資格がないとされた者には、確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないとされた者は、当該理由について、市に対し説明を求めることができる。その場合には令和6年1月24日（水）午後4時00分までに、参加資格なしとした理由を請求する旨を書面（様式は任意）により提出すること。市は当該請求のあった場合は、これに対し速やかに回答する。

6 質問の受付・回答

この実施要項の内容等について質問する場合は、次の方法によること。

(1) 提出書類

質問書（様式第3号）に質問事項を記載し、事前に連絡の上第12項記載のメールアドレス宛てに電子メールで送信すること（電話での質疑には回答しない。）。

(2) 受付期間

令和6年1月23日（火）から同月26日（金）午後4時00分まで

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出場所

第12項記載の受付場所

(5) 質問への回答

質問への回答については、令和6年1月30日（火）以降に全ての参加申込者に全質問の回答を電子メールで送信する。

7 提案書等の提出

参加申込者は、次の方法により提案書等の提出を行い、提案内容について審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

ただし、令和5年度姫路市業者登録のあるものは、エ及びオの書類については省略することができる。

ア ユニークベニューHIME J I プランコーディネーター提案書類（様式第4号）

イ 事業経歴書（様式第5号）

ウ 事業の実施体制（様式第6号）

エ 暴力団排除に関する誓約書（様式第7号）

オ 登記事項証明書の写し

(2) 提出部数

原本1部、副本7部（副本には押印を要しない。1部ずつまとめること。）

(3) 提出期間

令和6年1月30日（火）から同年2月9日（金）まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）の午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後4時00分まで

(4) 提出方法

郵送（受付期間内に必着のこと。）

(5) 提出場所

第12項記載の受付場所

8 コーディネーター選定

(1) 審査方法

コーディネーター選定会議において、提案書を審査し、一定基準を満たすものはコーディネーターとして本市と協定を締結する資格を与える。

(2) 審査項目

審査項目	審査内容
事業の実施方針	事業への理解・知識
事業内容・手法	具体性、実現性、文化財取扱いに関する知識
企業概要	信頼性
実施体制	安定性、着実性
事業経歴	業務実績

9 提出書類作成上の注意点

(1) 参加申込書及び提案書の提出後、参加を辞退する場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。

(2) 要求した資料以外のものは、審査対象としない。

(3) 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明を求めることがある。

(4) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。

(5) 提出された書類は、返却しない。

(6) 提出された提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

(7) 提案に当たり、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。

10 選定結果の通知

- (1) 選定の結果は、結果の如何にかかわらず、令和6年2月下旬頃に参加申込者に書面で通知する。
- (2) 選定に対する異議申立ては、これを一切受け付けない。

11 その他特記事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、参加資格を無効とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - イ 申込書提出後、第2項に掲げる参加資格を喪失した場合
- (2) その他疑義がある場合は、本市の指示に従うこと。

12 受付・問合せ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市観光経済局観光文化部文化コンベンション課（本庁舎9階）

担当 古川、松本、田中

電話：079-221-2064

FAX：079-221-2101

E-mail：convention@city.himeji.lg.jp